

資料編

1 二本松市振興計画審議会条例

平成 17 年 12 月 1 日条例第 22 号

二本松市振興計画審議会条例

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、二本松市振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、二本松市振興計画に関する事項について審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 24 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 農林業代表者
- (2) 商・工業代表者
- (3) 地域代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 一般公募者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報酬等)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、二本松市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年二本松市条例第38号）の定めるところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部秘書政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第8号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月25日条例第39号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 審議会委員名簿

No.	区分	氏名	所属	備考
1	農林業 代表者	狩野 武雄	ふくしま未来農業協同組合	
2		門馬 富夫	二本松市認定農業者協議会	
3	商・工業 代表者	山口 純一	二本松商工会議所	副会長
4		三浦 勝真	あだたら商工会	
5		安斎 文彦	二本松観光連盟	
6	地域代表者	菅野 恒雄	二本松地域区長会	会長
7		遠藤 次雄	前安達地域区長会	
8		菅野 正信	前岩代地域区長会	
9		齋藤 康正	前東和地域区長会	
10		菅野 敬	二本松市あだたらクラブ	
11		石川 美知	二本松市婦人団体連合会	
12	学識経験者	安齋 英雄	二本松市社会福祉協議会	
13		佐藤 彰男	二本松市体育協会	
14		宍戸 貞之	前二本松市文化団体連合会	
15		渡辺 典幸	前二本松市小中学校PTA連合会	
16		佐藤 健太	二本松青年会議所	
17	公募委員	武藤 英一		
18		三瓶 健三		
19		中村 浩美		

3 「二本松市総合計画」策定経過

	年月日	審議会等／協議事項
令和元年度	7月12日(金)	第1回二本松市総合計画策定検討委員会 ・二本松市総合計画の策定方針について ・市民アンケートの内容について
	7月18日(木)	第1回二本松市振興計画審議会 ・二本松市総合計画の策定方針について ・市民アンケートの内容について
	8月21日(水) ～9月6日(金)	市民意識調査(アンケート)の実施 ・対象：市内に居住する満20歳以上の市民 ・標本数：3,000件 ・有効回収率：1,166件(38.9%)
	9月11日(水) ～27日(金)	中学生・高校生調査(アンケート)の実施 ・対象：市内の中学校・高校に通学する生徒 ・標本数：805件 ・有効回収率：768件(95.4%)
	10月10日(木) ～10月30日(水)	施策評価 ・新二本松市総合計画「二本松を元気に！新5か年プラン」の施策評価及び次期総合計画策定に係る検討シート作成
	11月18日(月) ～11月20日(水)	各課ヒアリング ・施策評価結果を踏まえた各課への対面ヒアリング
	12月24日(金)	第2回二本松市総合計画策定検討委員会 ・「評価施策検討シート」ヒアリング結果 ・現状分析結果 ・市民アンケート結果 ・人口推計結果 ・基本体系図の検討
	2月5日(水)	第3回二本松市総合計画策定検討委員会 ・次期総合計画施策体系(案)について ・策定期間における新たな取り組み(新規事業等)の提案について
2月6日(木)	第2回二本松市振興計画審議会 ・現状分析結果について ・市民アンケート結果について ・人口推計結果について ・次期二本松市総合計画の構成及び施策体系(案)について	

	年月日	審議会等／協議事項
令和2年度	4月16日(木)	第4回二本松市総合計画策定検討委員会 ・次期総合計画素案について ・主要事務事業について
	4月21日(火)	次期総合計画策定に関する市議会議員との勉強会
	4月23日(木)	第3回二本松市振興計画審議会 ※書面開催 ・次期総合計画素案の確認
	5月13日(水)	次期総合計画策定に関する市議会議員との意見交換会(会派ごと実施)
	6月17日(水)	第5回二本松市総合計画策定検討委員会 ・次期総合計画素案の確認 ・新しい生活様式の推進に向けた各課の取り組み事項について
	7月21日(火)	議員協議会へ次期総合計画原案提示・意見照会(～8月31日)
	7月30日(木)	第4回二本松市振興計画審議会 ・市民からの意見聴取方法について ・次期総合計画の原案について ・パブリックコメントの実施について
	7月31日(金)	市民意見公募(パブリックコメント)の実施(～8月31日)
	8月	広報にほんまつ8月号による市民からの意見聴取(～8月31日)
	10月8日(木)	第6回二本松市総合計画策定検討委員会 ・パブリックコメントの結果について ・目標人口の修正について
	10月27日(火)	第5回二本松市振興計画審議会(諮問・答申) ・諮問 「二本松市総合計画」(案)について ・計画(案)に対する意見等について ・計画(案)に対する答申内容について ・答申

4 諮問

2 秘 第 233号
令和2年10月27日

二本松市振興計画審議会
会長 菅野 恒雄 様

二本松市長 三保 恵一

二本松市総合計画（案）について（諮問）

二本松市振興計画審議会条例（平成17年12月1日条例第22号）第2条の規定に基づき、次に掲げる事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1 別冊「二本松市総合計画（案）」

5 答申

令和2年10月27日

二本松市長 三保 恵一 様

二本松市振興計画審議会
会 長 菅野 恒雄

二本松市総合計画について（答申）

令和2年10月27日付け2秘第233号で諮問のあった二本松市総合計画について慎重に審議した結果、諮問案に一部修正を加えた案を適当と認めます。

なお、この計画の実施にあたっては、以下の点について配慮されるよう要望します。

記

- 1 目指す将来像の実現に向け、実際の行政運営にあたっては、具体的な施策を示すとともに、市民と行政の協働のまちづくりという点から、広く市民に理解されるよう配慮すること。
- 2 基本構想計画期間の10年間において、さまざまな人口減少対策を実施し、人口5万人を維持すると示しているが、厳しい目標値ととらえ、所期の目的が達成できるよう、新たな取り組みを絶えず模索し、基本計画の見直しや実施計画に反映させること。

二本松市総合計画

策定日 令和2年12月

発行日 令和3年3月

編集・発行 二本松市総務部秘書政策課

〒964-8601 福島県二本松市金色403番地1

TEL: 0243-23-1111 (代表)
